



亀中だより

No.6 令和5年5月2日 文責 岡田



すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して…

4月27日のニュース報道で、「子どもの声は騒音か?」という話題がありました。“子どもの声がうるさい”との理由から撤去される公園もあるとか…。そのような中で、「子どもの声は騒音ではない」ことを政府は法律で定めることも視野に検討に入ったそうです。ドイツでは、法律で騒音の定義が『騒音(こどもを除く)』となっているそうですが、この議論は今後どうなっていくのでしょうか。

「こども基本法」 2023年4月1日施行



令和5年4月1日、こども家庭庁が発足しました。そして同時に「こども基本法」が施行されました。子どもの権利を守ることにおいては、1989年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)が思い浮かびます。日本はこれに批准していながらも「児童福祉法」「母子保健法」などで子どもは守られているとして、新たな法整備はありませんでしたが、ついに子どもの権利条約に対する国内法として「こども基本法」が施行されたのです。

- (1) すべてのこどもが個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いを受けないこと
- (2) 福祉に係る権利が保障されるとともに、教育を受ける権利が等しく与えられること
- (3) 自分に関する事柄への意見表明や、社会参画の機会が確保されること
- (4) こどもの意見が尊重され、最善の利益が考慮されること
- (5) 養育が困難なこどもの養育環境を確保すること
- (6) 子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

こども基本法 基本理念



上記(4)にあるように、子どもが意見を表明する権利が法規定されたこととなります。学校においても、これまで以上に生徒会を中心とした生徒の意見をしっかりと聞き、反映させていきたいと思っております。また、生まれた場所や家庭環境、経済状況、そしてあらゆる偏見や差別などによって、子どもの自己実現が阻まれることのないよう、大人の意識も変えていかなければなりません。すべての子どもの持つ夢や希望を支えながら、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を目指していきたいものです。